

第5回江東区長期計画策定会議 会 議 録

日時:令和元年5月30日(火)18:30～20:20

場所:江東区文化センター6階第1・2会議室

【会議次第】

1. 開会
2. 事務局連絡
3. 分野別計画について
(大綱4 とともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち)
(計画の実現に向けて)
4. 閉会

【出席者】

＜委員＞(敬称略・順不同)

青山 份	吉武 博通	竹之内 一幸	川上 嘉明
植田 みどり	草場 光男	内海 静香	大池 篤
森 祐起	三宅 由美子		

＜関係職員(大綱4 とともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち)＞

福祉部長 堀田誠	福祉推進担当部長 武田正孝
生活支援部長 杉村勝利	健康部長 北村淳子
福祉部福祉課長 梅村英明	福祉部長寿応援課長 加川彰
福祉部地域ケア推進課長 伊藤裕之	福祉部介護保険課長 川辺雅嗣
福祉部障害者施策課長 内藤貴子	福祉部障害者支援課長 黒澤智仁
福祉部参事 寒河江徹	生活支援部医療保険課長 星名剛
生活支援部保護第一課長 古川謙也	生活支援部保護第二課長 篠崎修
健康部参事 綾部吉行	健康部参事 尾本光祥
健康部参事 山岸了	健康部参事 西潟誠
健康部参事 小松崎理香	健康部生活衛生課長 関戸佳子
健康部深川保健相談所長 遠藤幸男	

＜関係職員(計画の実現に向けて)＞

総務部長 石川直昭	区民部長 中野雄一
政策経営部参事 高垣克好	政策経営部企画課長 油井教子
政策経営部港湾臨海部対策担当課長 青野大地	政策経営部財政課長 岩瀬亮太

政策経営部広報広聴課長 上原新次

政策経営部オリンピック・パラリンピック推進課長 鳥谷部森夫

総務部職員課長 大江英樹

総務部営繕課長 西尾基宏

区民部区民課長 藤田友子

区民府税課長 佐藤生男

会計管理室長 菊地明子

政策経営部情報システム課長 川口和也

総務部参事 原俊二

総務部経理課長 藤田和哉

地域振興部参事 市川聡

区民部豊洲特別出張所長 壽賀奈緒美

教育委員会事務局学校施設課長 谷川寿朗

区議会事務局次長 瀧澤慎

<事務局職員>

企画課長 油井教子

政策経営部参事 高垣克好

財政課長 岩瀬亮太

【傍聴者数】 1名

【議事概要】

1. 開会

■会長

それでは、定刻になりましたので、これより第5回江東区長期計画策定会議を開会いたします。委員の皆様には、ご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

なお、本日は1名の傍聴者がいらっしゃいます。傍聴者は既に傍聴席についておられますので、よろしくお願いします。

2. 事務局連絡

■会長

それでは、初めに事務局より連絡事項がございますので、どうぞお願いします。

■事務局

まず、お手元の資料の確認をお願いします。席上に配付いたしました「会議次第」に配布資料の一覧がございます。それぞれの資料の右上には資料番号を付しておりますので、資料一覧とご照合いただき、ご確認をおねがいしたいと存じます。資料に不足がございましたら、お申し付けください。

次に、本会議への区職員の出席についてご報告申し上げます。本日は、まず施策の大綱4の保健・福祉分野を担当する所管部課長が出席いたしております。出席者につきましては、「席次表」及び資料1の「出席職員一覧」をご参照いただければと存じます。

また、途中休憩を挟みまして、主に行財政運営全般に関する分野である「計画の実現に向けて」を担当する関係部課長と入れ替えをいたします。出席者につきましては、「席次表」及び資料3の「出席職員一覧」をご参照いただければと存じます。

事務局からの説明は以上でございます。

■会長

ただいま説明がありましたとおり、本日は、まず分野別計画について、施策16から18、19から21の6つの施策についてご意見を伺います。その後、「計画に実現」についてご意見を伺いますのでよろしくお願いします。

3. 分野別計画について

■会長

それでは、「3. 分野別計画について」の中で、施策16から18の3つの施策について、事務局より一括してご説明いただいて、その後、施策ごとに10分程度ずつご意見を伺いたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

■事務局

それでは、資料2をご覧ください。この大綱は、誰もが健康で安心して生活ができるための、保健・医療・福祉に関する分野の取組になります。

まず、施策16「母子保健の充実」ですが、現行の長期計画の施策24「保健・医療施策の充実」から、重要性の増している「母子保健の充実」の取組を抜き出した施策となっております。

まず、現状と課題でございます。区では、平成 28 年度から、各保健相談所を「子育て世代包括支援センター」と位置づけ、妊娠期からの切れ目の無い母子支援を行っております。定期的な健康診査の実施により、子や妊産婦、子育て家庭に対する状況確認を行い、健康相談や指導を行っていますが、発達の遅れや疾病・障害の早期発見のみならず、産後うつや虐待の早期発見の場としても意義が大きくなっています。今後も、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによる、孤立した子育て家庭への対応が課題であるほか、出産時の母親の平均年齢の上昇傾向から、産後の育児支援について一層の充実が求められております。

次に取組方針ですが、主な新たな視点としましては、「1. 妊娠・出産・子育て等に関する不安の軽減」では、いつでも誰もが相談支援を受けられる体制の確立、「2.健康診査と相談機会の充実」では、健診の受診勧奨の徹底や、療育や治療につなげていく体制をより確かにしております。

最後に指標についてですが、代表指標に母子保健サービスの充実度を測るアンケート指標を新たに設定したほか、取組方針1に対応する指標を新たに設定しております。

次に、施策17「健康づくりの推進と保健・医療体制の充実」ですが、現行の長期計画の、施策22「健康づくりの推進」と施策24のうち「保健・医療施設の整備・充実と連携の促進」部分を統合した施策となっております。

まず、現状と課題でございます。区では、健康増進計画などに基づき、区民の健康づくりに取り組んでおりますが、本区の健康寿命は男女ともに東京都の平均年齢より低く、がんの死亡率についても、他区に比較して高い状況となっております。健康寿命の延伸に向け、食育の推進や生活習慣病の発症予防、生活習慣の改善支援などに取り組む必要があります。また、地域包括ケアシステムの構築を進めるため、在宅療養を円滑に行える体制づくりを進めることが必要となっております。

次に取組方針ですが、主な新たな視点としましては、「1. 健康教育、相談支援体制等の充実」では、こころの健康づくりに関する取組の充実と自殺対策の推進、「3. 保健・医療体制の充実と連携の促進」では、かかりつけ医を普及し、医療機関及び介護事業者等との在宅医療・介護連携体制の構築に努めることとしております。

最後に指標についてですが、取組方針1及び2に対応する指標について、新たにアウトカム指標を設定しております。

次に、施策18「感染症対策と生活衛生の確保」です。

まず、現状と課題でございます。区では、新型インフルエンザなど未知の感染症や、結核やO157など既知の感染症について対応を図っておりますが、結核の罹患率が高水準にあります。また、豊洲市場をはじめ、臨海部を中心として増加する食品・環境衛生営業施設等への、衛生指導などの適確な対応が求められているほか、外国人観光客の増加に伴う、海外からの感染症への対応が必要となっております。

次に取組方針ですが、主な新たな視点としましては、「1. 感染症対策の充実」では、結核対策の確実な実施、未知の感染症に対する区民への適切な周知や対応訓練の実施、「2. 生活衛生の確保」では、食品等事業者に対して、HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の導入に向けた相談・支援の実施や、民泊等新しい営業形態に対する監視指導の徹底に取り組むとしております。

最後に指標ですが、代表指標については、既存の指標を一部修正し設定しております。その他の指標は既存の指標を設定しております。

説明は以上でございます。

■会長

それでは、まず、施策16についてご意見・ご質問ありましたらどうぞ。

■委員

各種健診や面接等を実施されていますが、乳幼児や妊産婦の方で検診を受けなかった方へのポイントとなる部分についてのフォロー、各種関係団体や機関との連携となると思いますが難しいものでしょうか。

■関係職員

乳幼児健診や妊産婦検診・面談について、いずれも高い受診率となっていますが、いらつしやらなかった方については確実に連絡を取るような努力をしています。電話や訪問して手紙を投函したり、関係団体と連携がとれる場合はそちらを通じて確認するなど、一人でも不受診がないよう日々努力しています。

■委員

関連して、高いと言われた健診の受診率はどのくらいの割合でしょうか。指標3で受診率をあげていますが、受診率が高いのであれば、量から質への指標に改める必要があるのではないのでしょうか。

もう一つ質問ですが、これから江東区では外国人が増えていくと思いますが、特に母子保健の場合には、言語の問題や慣習の違いがありますが、そのような外国人対応が今後10年を見越したとき必要となるかと思いますが、区としてどのような取り組みを行うのでしょうか。

■関係職員

受診率は、例えば4か月健診ですと96.4%となっており、23区の中でもトップレベルの水準となっています。100%にならない理由としては、4か月ですので、里帰り出産が長くなっていたり、疾病により入院が続いていたりする等により受診できない場合があるためです。現状値以上の数値上昇は難しいと考えていますが、この水準を保つための目標として指標を設定しています。

外国人対応については、各保険相談所窓口等ではタブレットでの翻訳やパンフレットなどを活用して多言語対応を行っています。今後、保健衛生部門だけでなく、区全体での取組を活用してより良いものを作っていくと考えています。

■委員

切れ目のない支援ということであれば、施策5の子育て支援との連続性を意識していくことが

必要だと考えますが、どのように考えていますか。

■関係職員

まず保健の部門では、妊娠時には専門職による面談、出産時には一か月訪問や乳幼児健診など節目節目で必要なサービスを提供しますが、このような機会の中で子育てサービスの紹介もあわせて行っているところです。

■委員

健診の所要時間について、事前にお知らせされる目安時間と実際の時間に大きな差がありまして、現在の状況はいかがでしょうか。また、効率化などの取り組みが必要だと考えますが、改善は進んでいるのでしょうか。

■関係職員

健診では計画的にお呼び出しをして来所していただいているところですが、様々な事情により時間がかかるケースや急な当日対応により予定どおりにいかないこともあります。全体を見る職員が目配せをしながら、極力待ち時間を少なくし、負担がかからないように努めているところです。

■委員

そのような状況について、現状と課題に記載していただければと思います。

■委員

受診率には外国人登録者も入っていると思いますが、それでも受診率が高い状況は素晴らしいと考えます。江東区の場合は東京全体と国籍の比率は異なりますが、いずれの国籍の方も受診率が高いということでしょうか。

■関係職員

住民登録のある方については国籍に関わらずお呼び出しをしており、それを見ても全体的に高い水準となっております。

■会長

次に、施策17についてご意見・質問がありましたらどうぞ。

■委員

がんだけに注目した全体像となっておりますが、がんの死亡率は下がっている状況があり、がんによる死亡率よりも非がんの死亡率の方が高い状況です。がんも大事ですが、20代30代の場合だとメンタルヘルスであるとか、生活習慣病であるとか、健康づくりの推進というところでは、全体にあわせたスポットの当て方が必要ではないかと思います。

■委員

江東区は他区に比べてがんの死亡率が高く、健康寿命が低い理由は何でしょうか。

また、「健康」という言葉の定義をどうとらえているか教えてください。

■関係職員

がんの死亡率の高さや、健康寿命の短さについては、複合的な要因があるため理由は特定されていない状況ですが、環境因子が大きいと予想しています。

健康の定義は人それぞれであり、疾病などがあっても自分が生き生きと生活することが出来ているという主観的な健康感になります。

■委員

江東区の健康寿命が短いことや死亡率が高いのであれば、フィットネスや健康教育などの健康づくりに関する推奨や意識喚起のサポートなどに取り組んでほしいと思います。

■委員

江東区は健康寿命の定義は、要介護2以上を除くということによろしいでしょうか。健康寿命の線引きはどのような根拠で設定しているのでしょうか。

■関係職員

東京都全体の指標として 65 歳健康寿命を使用しておりますが、健康寿命とは健康的で自立して生活できる期間としており、東京都では 65 歳以上で何らかの障害で要介護2以上の認定を受けるまでの期間と定義しています。

■委員

要介護2以上とする理由にも疑問があります。江東区独自の取り組み方があっても良いのではないかと考えますので、例えば要介護1以上を対象とするといったこともあるのではないのでしょうか。

■関係職員

要支援1以上を対象とする指標もあり、様々な検討を行ってきましたが、東京都全体で使用している基準を使用することがよいと考えています。

■委員

東京都や 23 区が使用している指標をとれば、全体での比較をしやすいというメリットもあります。

■関係職員

65 歳健康寿命については、国よりもきめ細かくしたいと東京都の保健所長会で検討を重ねて取り決めたものであり、東京都の健康推進プラン 21(第二次)で位置づけたものです。他区との状況を比べ、その結果を励みにしながら施策を進めていきたいと思っています。

■委員

取組方針3に関連して、論点データ集P.56によると、江東区には在宅医療が可能な医師数が低い状況があると読み取れます。在宅医療・在宅介護について、具体的にどのような施策を行っているのでしょうか。また、在宅でできないのであれば、一般の介護施設での見取りの体制はどのくらいできているのでしょうか。

■関係職員

論点データ集を見る江東区は人口に比べ在宅医療可能な施設が少ないと見えますが、実体として、診療報酬上の在宅医療施設とは別に、かかりつけ医が訪問診療を行っている施設が多く存在しているため、訪問診療が不足している等という声は届いていない状況です。施策としては、地域で在宅医療を受けたいと希望があった場合は、病院から在宅医療相談窓口につなが

入り、在宅医療が提供できる訪問介護ステーションや診療所の紹介を行い、かつ福祉サービスにつなげるような窓口の設置や、病院間の連携による退院調整・退院支援を行っております。

■委員

5年後には、治療に必要となる輸血が不足してしまうという話を聞いたことがあります、江東区では、献血の促進などの取組は行っているのでしょうか。

また、平成 30 年度からオンライン診療が始まりましたが、各病院の進捗状況の把握と江東区の取組はどのような状況でしょうか。

■関係職員

献血に関しては、現在、特に取組を行っておりません。

在宅においてICTを活用し、患者データを多職種で共有する取組は行っていますが、江東区は医療機関へアクセスできる状況ではあるので、遠隔地のような診療に関する取組は行っておりません。

■委員

災害時などに備えた献血のストックが必要ではないでしょうか。

■関係職員

他自治体では献血の取り組みを行っている所がありますが、江東区では行っていません。医療機関からの要請もない状況です。

また、災害医療について、医療資材の確保は病院の医師と相談しながら対応していますが、献血については今後の課題ですので、検討を進めてまいります。

■委員

受動喫煙の防止について、どの施策に記載するか検討していきたいと考えております。

■会長

次に、施策18についてご意見・質問がありましたらどうぞ。

■委員

外国人観光客の宿泊施設として民泊が注目されていますが、感染症対策や生活衛生の面で、民泊に対する個別の対応は考えているのでしょうか。

■関係職員

今のところ民泊において、例えばトコジラミなどの感染症発症の報告はありません。しかしながら、他区では事例があり、講習会などを開催している状況です。これを受けて江東区では、注意を促すチラシを作成し配布すること検討しています。

■会長

次に施策19から21について、事務局よりお願いします。

■事務局

施策19「高齢者福祉の推進」です。まず、現状と課題でございます。区では、高齢者が自ら行う地域活動への支援や健康づくりへの取組を推進してきました。また、地域包括支援センターの

拡充などにより相談・支援体制の強化を図るとともに、認知症予防や介護予防を進めてまいりました。今後、「人生 100 年時代」を迎える中で、個々のニーズに合わせて活躍の場をつくり、生きがいをもって生活できるよう支援することが求められています。また、後期高齢者人口も増加傾向にあり、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「江東区版地域包括ケアシステム」の構築が必要となっています。

次に、取組方針ですが、「1. 高齢者の活躍の場づくりや地域活動の促進」では、就業機会の提供やボランティア活動の支援などにより、高齢者が生きがいを持って活躍できる場を創出していくほか、趣味・地域活動などを通じて、自分らしく生き生きと暮していけるよう支援していくこととしています。「2. 生活支援・介護予防サービス・認知症高齢者支援の充実」では、新たな視点として、認知症高齢者やその家族を支える体制づくり、「3. 高齢者の生活の場の安定的確保」では、特別養護老人ホーム等の整備と、本人の状況に応じて望む場所での生活できるよう在宅介護サービスの適切な利用を推進することとしております。

最後に、指標につきましては、取組方針2に対応する指標として、地域における介護予防・認知症支援を示す指標を新たに設定しています。

次に、施策20「障害者福祉の充実」です。

まず、現状と課題でございます。区では、これまでも障害者一人ひとりが地域で望む生活が実現できるよう支援に取り組んできましたが、障害の重度化・障害者や介護者の高齢化が進んでいることから、相談支援体制の強化や、障害者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の構築が必要となっています。また、発達障害のある子どもが増加傾向にあり、子どもやその家族への適切な支援のための体制強化が求められています。

次に、取組方針ですが、「1. 障害者の自立・社会参加の促進」では、社会全体の障害への理解促進のため、福祉教育の推進や啓発・広報活動の強化、また、保健や児童福祉等関連部署との連携の強化により、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していくこととしています。「2. 障害者の自立・社会参加の促進」では地域生活支援拠点や児童発達支援施設の整備を進めることとしております。

指標につきましては、代表指標に、障害者の社会参加についてアンケート指標を新たに設定しております。

最後に、施策21「地域福祉と生活支援の充実」です。

まず、現状と課題でございます。国は、高齢者を対象に地域包括ケアシステムの構築を推進してきましたが、今後は高齢者に限らず、障害者や子ども、生活困窮者等あらゆる住民を対象として、家庭全体をサポートする包括的な支援体制の構築が求められています。また、介護人材の不足は喫緊の課題であり、福祉サービス事業者が介護人材を確保することができるよう支援を行っていく必要があります。

次に、取組方針ですが、1.は新たな取り組みであり、庁内や地域連携による包括的な支援体制の構築や、社会福祉協議会のあり方の見直しを掲げております。「2. 福祉人材・事業者の確保・育成と質の向上」では、新たな介護人材の確保に向けての支援、「3. 権利擁護と地域見守り

の推進」では、高齢者・障害者等に対する虐待の防止等の視点を加えています。

最後に、指標につきましては、代表指標と取組方針1に対応する指標として地域での支えあいを表すアウトカム指標を設定いたしました。

説明は以上でございます。

■会長

ありがとうございました。まず、施策19についてご意見等ありましたらどうぞ。

■委員

「人生100年時代」というキーワードが気にかかりました。100歳以上の高齢者は割合にすると0.2%程度であり、データから見ると疑問を感じます。

施策17「健康づくりの推進と保健・医療体制の充実」と在宅医療・介護連携推進事業とありましたが、医療・介護の連携が成立しなければ病院以外の場所で見取っていくことが成立しませんので、ここでも重要な事業であると思います。

指標について、「地域包括支援センターの活動内容を知っている区民の割合」とありますが、一般論として知っているかということを知っている区民に問うことは適切ではないと考えます。例えば「自分の住んでいる地域の担当の長寿サポートセンターを知っている」といった方がよろしいのではないのでしょうか。

■関係職員

「人生100年時代」ですが、確かに100歳以上は割合として少ないと思いますが、近年長寿化が進んでおり、国としても、実際に100歳以上の方がたくさんいるというよりは、今後も寿命が延びていくと踏まえてのことと捉えています。つまり、ある意味でのキャッチフレーズであると認識しています。

2つ目の在宅医療との連携ですが、この後の地域包括ケアところでも出てまいります、介護が必要になっても安心して居住できるよう医療と介護、住まいとの連携が重要と認識しています。今後も保健分野・医療分野との連携も重要となってまいります、この点については力を入れていきたいと考えています。

最後に「地域包括支援センターの活動内容を知っている区民の割合」ですが、現状3分の1程度しか地域包括支援センターを知っている人がいないという状況から、少しでも認知度を増やしたいと考えたため指標として設定いたしました。

■委員

高齢者の定義が65歳以上となっておりますが、高齢者イコール福祉の対象であるという考え方で本当によいのか。全体的に言えるのですが、従来の施策の延長線上になっています。世の中が劇的に変わろうとしている時に、今までと同じように「65歳以上は高齢者だからシルバー人材センターだ」とうことでいいのか。高齢者の捕らえ方の基本的な考え方を、もう少し整理した方がよいと感じます。国も、高齢者にもっと活躍してもらい、福祉の対象を絞らないといけなという考え方なので、その辺りを意識して検討していく必要があるのではないのでしょうか。

■関係職員

確かに 65 歳ですぐにリタイアするという方よりも、引き続き働きたいという方が多数いらっしゃることは認識しています。ただし、現役時代と同じように長時間働くというより、自分の体力に合わせて働くということであれば、例えばシルバー人材センターで働くということは、高齢にあわせた負担のない一つの働き方の形ではないかと考えています。シルバー人材センターの就業機会の提供は、福祉というより生きがいの一つとして捉えていただきたいと思います。

■委員

「生きがい」という発想がおかしいと考えます。むしろ、積極化していかなければいけないのではないかと。高齢者や若者に関わらず、人生 100 年時代の本質は、学びたい時は学び、働きたい時は働くといったマルチステージの時代に入ってきたということが言われています。そのように考えたときに、65 歳以上はリタイアしたから生きがいを持っていきましょうということではなくて、片方で中小企業は人手不足で困っているのだから、それをつないで区として特色を出してくのかという発想をもったらよろしいのではないのでしょうか。

■委員

高齢者の概念やイメージ、国の政策が大きく変わってきている分野であるため、より良い表現方法を検討していきたいと思います。

■委員

要支援・要介護の申請には、心理的なハードルが高いと感じます。区民がより使おうと思えるような啓蒙活動が必要ではないでしょうか。長寿サポートセンターの一覧表がとても便利であると感じますが、区民に十分に周知されていない状況があると思います。

地域包括ケアシステムの構築は、壮大な計画であると思います。地域を 21 か所に分けて同時に開始することができるのか疑問に思います。したがって、まずは 1 か所から始めてみて、その方法を検証し、残りの 20 の地域での反省点を踏まえながら進めてはいかがでしょうか。

■関係職員

区の取組の PR 不足はよく指摘される事項ですので、何があるか分からないから申請をしないとならないようにし、必要なサービスが届けられるように努めてまいります。

2 点目ですが、確かに、21 か所の長寿サポートセンターの全てを同じレベルで提供することは難しいところです。特定の 1 か所での経験を踏まえてとのご提案でしたが、区内全域に高齢者の方がいるという現状を考えますと、21 か所全てで取組を始めて、全体の水準を底上げしていくような方向で努力していきたいと考えています。

■会長

次に、施策 20 についてご意見・ご質問がありましたらどうぞ。

■委員

代表指標「障害者が社会参加しやすいまちだと思う区民の割合」について、ここだけ区民全員を対象としている理由を教えてください。障害者に限定してお尋ねすることはできないのでしょうか。

■関係職員

まず実態から申し上げますと、障害者の方には3年に1回調査を行っていますが、正直に申し上げて、集計や質問すること自体が難しくなっています。

また、障害者が社会参加しやすいというまちは、障害当事者だけでなく区民全体がそう思う必要があると考えておりますので、技術的な面とあわせて、区民全員を対象とした指標を設定しております。

■委員

取組方針1「障害者の自立・社会参加の促進」について、社会全体の障害への理解は不可欠とありますが、一般市民は普通に生活していると情報がまったく入ってきません。そもそも障害にも区分があり多様性があるのに、一括りにされています。これまで、障害や難病に対する正しい理解を促すための取り組みはどのようにされてきたのでしょうか。また、今後10年でより推し進めるのにどのような取組を考えているのでしょうか。江東区でも障害者は特別な存在でないと思いますので、情報がないことで偏見や誤解が生まれないように、どのように課題と現状を考えているのでしょうか。

■関係職員

皆様にご理解いただくということでは、手話通訳者の養成及び派遣、障害者差別解消法の趣旨について事業所や学校において差別がないよう周知を図るとともに、障害のある子どもの保護者へ講座を開くなどして啓発を行っています。また、学校現場でのバリアフリー教育を行っていますので、これまでより理解が進んでいるのではないかと思います。

今後の展開として、学校教育等はこれからも継続していきますが、来年開催されるパラリンピックが大きな契機となりますので活用していきたいと考えています。

■委員

障害の特性を正しく理解しないと、障害への差別や偏見を助長してしまいかねないので、きめ細かく取り組んでいただければと思います。

■会長

次に、施策21についてご意見・ご質問がありましたらどうぞ。

■委員

代表指標「身近に生活の相談をする人がいる区民の割合」について、なぜ区民全体を対象にしているのでしょうか。要支援・要介護の方が身近にいれば分かると思いますが、そうでない場合、どのくらい回答できるのでしょうか。もちろん区民がそのような観点をもつことは必要だと思いますので、そういったところも啓蒙していく必要があるかと思います。

■関係職員

今後、地域共生社会を作っていく上で、扱う分野も広いのですが、その中の一つとして、支えたり支えられたりといった関係が現に出来ているかということ、つまり、特定の分野に限らず、何か困ったことがあったときに、身近に相談できる人がいることが支え合いの指標になるのではないかと考えています。

■委員

身近な人というのは、町内会や行政、あるいはボランティアなのか、どのような認識でしょうか。

■関係職員

身近な人を具体的には特定していません。町内の方や友人、行政の職員であっても構いません。支え合う関係が重要であると考えています。

■委員

高齢者の見守り連絡会が形骸化していると感じます。例えば、集会の時に質問が一つもないということがありました。仕組みは存在しますが、実態が伴っていない状況が多数あるため、区の方で改善指導をしてほしいと思います。

■委員

日本の貧困率は OECD の中でも高い数値となっており、子どもの貧困率も7人に1人が貧困の状態にあるという問題があります。地域福祉と生活支援という分野は間口が広いところですが、貧困の問題についてもどのように考え、行政としてどこまで対応できるのか考えてほしいと思います。区としてどこまでやるべきなのかという思想・哲学を持ったうえで、子どもの貧困について目を向けた記述が必要ではないかと感じました。

■委員

日常生活圏域を21に分けていますが、それぞれで高齢者率もかなり違っていて、規格を作ることも難しいのではないかと思います。先ほど、21 圏域で同時にスタートすると言っていたのですが、圏域ごとに何か特色を表していくものはあるのでしょうか。

■関係職員

高齢化率や社会福祉資源が異なる状況ですので、それぞれ地域特性に合わせながらということが基本です。その中で、さらに認知症や介護予防を軸にしていきたいと考えています。

■委員

成年後見制度の存在や活用について、啓発は行っているのでしょうか。

また、成年後見制度には悪徳商法の被害に会わないようにといった面もありますが、地域で安全を守ることが福祉と考えるのであれば、年齢を超えた啓発活動、ある意味消費者教育が必要ではないでしょうか。高齢者に視点が行き過ぎているように感じますので、児童福祉にも関わる可能性があるかと思いますが、低年齢の視点はお持ちでしょうか。

■関係職員

成年後見制度に関わる啓発というところでは、促進法や基本計画の策定について国で取り組んでいるところですが、現在、弁護士会や司法書士会、社会福祉士会と江東区としても協議を重ねています。その中で、普及啓発活動を充実することで方向性は一致していますが、具体的にどのように進めていくか検討中です。成年後見制度は、内容自体が難しい制度であることと、関係者でないと接する機会がない制度のため、どのようにして周知していくかということが非常に難しいところです。

■関係職員

地域の安全を守るという観点からということでしたが、福祉部としては、高齢者と障害者を対象

にした制度と考えており、消費者保護や低年齢福祉としては捉えておりません。

■委員

私の大学では系列の学校に消費者教育や成年後見制度を学生に指導させるというプログラムを設けておりまして、比較的年齢層の近い人から学べるということがありますので、自治体との連携の一つとしてご協力できるのではないかと思います。

■委員

現長期計画の「地域で支える福祉の充実」から、今回は「地域福祉と生活支援の充実」と一歩踏み込んだ施策内容となっています。子どもの分野でも議論となりましたが、東京都 23 区全体で一人暮らし世帯が増えており、都の予測では今後も増えると公表されています。そのような前提で考えると、「地域共生社会の実現に向けて」とさらっと書かれていますが、もっと踏み込んだ表現にして、「そのような状況の中で地域における助け合いや包括ケアがますます重要になっている」といったようなことをしっかり記載した方がよいと思います。子どもの貧困についても子どもの分野で議論となり宿題となりましたが、生活保護になった人の自立を促すような方策を地域で構築していこうという国等の動きや、社会福祉協議会の見直しといった踏み込んだ案が出ていますので、これらと関連して地域におけるケアの体制を充実させていくことの表現を相談させていただきたいと思います。

■委員

取組方針1「包括的な支援体制の構築」について、区民会議でよくあった意見で、老若男女問わず単身世帯の方の不安を解消する相談体制はないかと、日常生活や財産形成、いわゆる終活などが上げられますが、様々な年齢層から意見がありましたので配慮していただきたいと思います。

また、終活については、どのようなサポートがなされているのでしょうか。

施策 19「高齢者福祉の推進」に介護人材の確保について記載がなかったと思っていたら、ここに記載がありましたので、施策間のつながりや連携について、どこかに記載があると読みやすくなるかと思います。

■関係職員

終活に関する支援ですが、社会福祉協議会や区の高齢者向け事業の中で、講演会として外部から講師をお呼びし、アドバイスをいただく場を設けております。今後、終活についても大きな課題となってまいりますので、区の事業としてどのようなことができるか検討していきたいと考えています。

介護人材については高齢者の介護と密接に関係していますので、どのような形で表現していくか、また、取り組んでいくか改めて考えていきたいと思います。

■委員

施策 19「高齢者福祉の推進」の指標で、以前から使用している「生きがいを感じている人の割合」ですが、はっきり言うと低下しています。これは、一人暮らしになると生きがいを感ぜられなくなる傾向があるからで、地域で支え合うということを施策 21 で強調すれば、全体の関連性に通じ

るかと思しますので、検討をお願いします。

■関係職員

単身世帯のご意見をいただきましたが、高齢者・障害者だけでなく、制度の狭間にいる既存の福祉のサービスに当てはまらないケースが多数出ており、単身者の問題も区の制度の中では触れられていない問題かもしれませんが、今後、この問題も含めて、トータルで支えていけるような仕組みを作っていきたいと思い、今回、追加で記載させていただきました。

■委員

施策に落とし込んだときに、属性を明示していないと排除されたと感じてしまうことがあるので、表現を注意していただければと思います。

■委員

取組方針1「包括的な支援体制の構築」では包括的な支援体制を謳っていますが、現行の主な事業では社会福祉協議会事業費助成事業しかありませんが、この機関は包括機関なのでしょいか。リーダーシップをとる機関が包括機関であると思いますので、事業でないにしても何らかの組織変革がないと難しいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

■関係職員

地域共生社会の構築は、まだ区として本格的に取り組めていない状況で、現行の事業の中で当てはまる事業がなかったのが実情です。現在の社会福祉協議会のあり方が、今後の地域共生社会の実現に適切であるか問題意識を持っていますので、これからの社会福祉協議会改革を含めて現在ある事業を記載したものです。現在リーダーシップをとる機関ということではなく、今後、大きな役割を果たしてもらう必要があると考え記載しました。

■会長

それでは、大綱4の審議を終了いたします。ここで、5分程度休憩いたします。

(休憩)

■会長

それでは、会議を再開いたします。後半は、「計画の実現に向けて」についてです。

それでは、実現1から3について、一括して事務局よりご説明をお願いします。

■事務局

資料4をご覧ください。この分野は、これまでご議論いただいた各施策の取組を下支えする行財政運営に関する分野になります。

他の施策とは位置づけが異なっているため、今回から差別化を図ることいたしました。まず、目指す姿につきましては、「取組目標」とし、また、指標につきましては、目標値を立てることが難しい取組が多く、現行の計画でも目標値のないもの、またはあまり意味を成していないものも多く見られることから、指標は設定せず、記載のとおり取組の現状を数値として毎年示していきたいと考えております。

まず、実現1「区民の参画・協働と開かれた区政の実現」です。取組目標では、多様な主体の特色や強みを発揮するという視点と、区民に情報を分かりやすく公開していく視点を盛り込みま

した。

次に、現状と課題でございますが、区の政策形成において、区民参画は当然のこととして進めておりますが、課題としましては、昨年行いました区民会議でのワールドカフェのような誰もが気軽に意見を出し合える場作りが必要だと考えております。また、区政情報という点では、江東区報の全戸配布やホームページのリニューアルなど、きめ細かでわかりやすい情報発信に努めてきましたが、今後は、区の持つデータを分かりやすく外部に提供し、透明化は当然のこと、官民連携での課題解決や地位の活性化につなげていく仕組みづくりが必要な状況です。

右側の取組方針につきましては、「1.区民参画と協働の推進」におきまして、区民会議等の充実、「2.開かれた区政運営による透明性の向上」では、広聴活動の充実やオープンデータの活用促進を行っていくこととしております。上段の現状・取組状況につきましては、オープンデータ数や「区長への手紙」取扱件数を新規に掲載しております。

次に、実現2「効率的な区政運営と職員の育成」です。

まず、現状と課題でございます。あらゆる分野で労働力不足が顕在化する中、質の高い行政サービスを提供し続けていくため、新たな ICT 手法の導入、一層の民間活力の活用のほか、機動的な組織体制の整備や職員の働き方改革の推進など、効率的な区政運営とそれを担う人材育成が求められています。また、老朽化したインフラ・公共施設の対応にかかる経費は今後 30 年間で約 4,740 億円と見込んでおり、今後の区財政に与える影響は非常に大きくなっています。さらに、多くの方が訪れる区役所や出張所等の窓口では、迅速で利便性の高い窓口サービスの提供が求められています。

取組方針につきましては、新たな視点ですが、「1. 効率的な区政運営の推進」では、適正な業務執行を確保するため、包括外部監査の活用や定期的な自己点検等を進めること、「2. ICT 利活用の推進」は新規の方針となりますが、情報システム部門の情報政策機能の強化を図りつつ、RPA や AI などの活用により業務改善を進めることとしております。「3. 公有財産の適切な管理と有効活用」では、将来の人口動向や施設需要を見据えた計画的な公共施設の更新や統廃合のほか、区有地・区有施設の有効活用や民間活力の活用などあらゆる手法を検討しながら区民ニーズに合った施設整備を行うこと、「4. 窓口サービスの向上」は新規の方針となりますが、窓口サービスの質の向上や、行政手続の簡略化・電子化に取り組むこととしております。「5. 職員の育成」では、働き方改革については、フレックスタイムの導入やペーパーレス会議などの取組を進め、併せて長時間労働の是正を図り、職員が健康で能力を発揮できる組織づくりを進めることとしております。

続きまして、実現3「自主・自律的な区政運営の推進」です。財政運営に係る分野になります。

現状と課題でございますが、当初お示した案を全体的に再検討いたしております。これまで区では、持続可能で安定的な行政運営を行うため、徹底した歳出削減と広告事業や使用料の見直し等の多様な歳入確保策の推進、基金と起債のバランスのよい活用、コンビニ納付やペイジー収納、クレジットカード決済といった収納方法の拡大による区民税等の収納率の向上に努めてきました。一方で、法人住民税の一部国税化やふるさと納税による減収、地方消費税の清

算基準の見直しなど、都市と地方の税源偏在是正措置が本区のみならず東京都、特別区の財政に大きな影響を及ぼしており、特別区長会を通じて国に対し、一連の偏在是正措置の見直しを求めています。

次に取組方針につきましては、新たな視点としまして「1.財源の安定的な確保と財政基盤の強化」では、スマートフォンや IC カードを利用した収納や新公会計制度の活用による使用料見直し、「2.効率的な財政運営の推進」は、従来は 1.の取組みに含めていた基金や起債に関する取組みについて新たに項目を立て、庁舎建替えの基金の検討を盛り込みました。「3.財政運営の透明性の確保」ではわかりやすい財政情報の発信による透明性確保、「4.地方分権の推進」では、特別区長会で進めている全国連携プロジェクトの取組による大都市と地方の共存共栄を図ることとしております。

最後に現状・取り組み状況の表につきましては、収納率の項目を増やしたほか、連携している自治体数を新規に設定いたしました。

説明は以上です。

■会長

ありがとうございました。それでは、まず、実現1についてご意見・ご質問がありましたらどうぞ。

■委員

「区長への手紙」など区民の申し出に対して、プロセスと結果についてデータベース化されているのでしょうか。

■関係職員

「区長への手紙」はシステムで管理しており、届いた意見等については、まずシステムに登録されます。流れとしては、届いた意見等の内容については政策経営部長と広報広聴課長で確認し、所管に回送します。ご質問・ご要望いただいた方の回答希望に応じて振り分け、その内容について回答をした場合、そのデータが保存されます。最終的に、課ごとにどのくらいの件数の要望等があるかを確認できるようにしています。

■委員

データベースは関連部署が閲覧するのでしょうか。庁内全部署で閲覧ができないのでしょうか。

■関係職員

庁内全部署で閲覧可能です。また、公表できるものについては、区民の方も、区のホームページから検索することができますので、分野ごとに確認することが可能です。

■委員

「区長への手紙」は一例で、区民の色々な声に対する回答のデータベースへアクセスする窓口を一つにして、そこから各論を検索できるようなシステムはあるのでしょうか。

■関係職員

ホームページには「区長への手紙」を公開するサイトがありますので、こちらから検索していたら、分野別に検索していただくことは可能です。

■委員

「区長への手紙」は一例で、それ以外にも区への質問・要望やそれに対する回答は色々あると思います。

■関係職員

各課への問い合わせに対するご質問かと思いますが、要望については「区長への手紙」に入るような仕組みになっています。個別に担当窓口にお話した内容については公表する仕組みはありませんが、大多数のご意見、要望は、「区長への手紙」の中で伺えていると考えています。

■委員

取組方針ほか 10 年前とあまり変わらないと感じます。まずは「可視化」して、それが分かれば参画しやすくなるので 2 番目が「参画」、3 つ目に「協働とネットワーク」だと思います。ここには記載がありませんが、地域や区外の大学等の高等教育機関を活用していくことも考えられます。施策の内容というより、見せ方について検討をお願いします。

■委員

若い世代はホームページを見ることに支障はないと思いますが、高齢者の方、いわゆるデジタル弱者に向けて、スマートフォン講座などのようなホームページを見ていただくような取組をお考えでしょうか。

■関係職員

高齢者の方への情報提供としては、例えば、区報や広報板などの紙媒体やケーブルテレビなどから情報を取得していただくことがあげられます。スマートフォンの講座については、区が主体ではありませんが、文化センターなど様々な場所で開催しています。確かに高齢者の方に情報が届いていないところもありますが、区報の全戸配布などの取組によって情報提供を行っているところです。

■関係職員

区報は、約 30 万部を月 3 回、全戸配布しております。区が行ったアンケートで、「区政の情報を知るために利用経験のある広報媒体にどのようなものがあるか」といった質問では、区民の約 8 割が区報から情報を得るとの回答となっており、20%がホームページ、10%がケーブルテレビとなっています。やはり紙媒体が区民にとっては身近な手段であると感じておりますので、区報の紙面を工夫しながら、情報弱者といわれる方を含めて対応していければと考えております。

■委員

区報への情報の出し方は、どのように行っているのでしょうか。例えば、新聞であれば一面に見出しがあって、中で細かく書くということがあります。わずかな紙面に色々な情報が入っていますので、どの程度上手く情報を伝達できているかということについて、区民から意見があがったことはないのでしょうか。

■関係職員

区報に関しては、非常に多くの意見をいただいております。文字の大きさから表現の方法、内容まで様々です。その中で、私共が特に意識しているところは、新聞でいうところの一面で、区の

重要施策であるとか国・都の重要な事柄について、分かりやすく、また関心をもってもらえるように意識しながら作成しています。まずは手にとって見てもらえる、その先で必要な情報を探せる、もしくは提供できるといった仕組みにしていく必要があると考えております。

■委員

原案は実現1「区民の参画・協働と開かれた区政の実現」となっていますが、流れとしては逆で、「開かれた区政による区民の参画と協働」のような流れになるかと思いますので、開かれた区政の部分を充実させることを検討していただければと思います。

■会長

次に、実現2についてご意見・ご質問がありましたらどうぞ。

■委員

指標は設定しないとのことでしたが、23区や全国的な自治体のランキングみたいな数値はお持ちでしょうか。それを指標にしてみてもいいでしょうか。

■関係職員

23区でそれぞれ分野でのランキングはありますが、全体を総合してランキング付けすることはありません。

■委員

ランキング付けを昔行ったことがあるのですが、23区はそれぞれ特性があるので、あまり指標としてはお勧めできないものでした。江東区が一番開かれた区政であるということを示すのであれば、例えば、ここに書かれているデータの二次利用を可能にすることはとても重要なことですので、強調してもいいと思います。

■委員

18歳人口は2040年には現在の4割になってしまうといわれていますが、そのような様々な業種が人材を取り合うような状況で、今と同じ職員を確保できるのか。本人が成長できるか、処遇がよいか、働き方改革ができているか等が選択基準になるので、その緊張感を持って取り組んでほしいと思います。

また、行政事務員はAIに置き換わると言われていますが、そうなると区民とコミュニケーションをとることや今まで手が回らなかったことができるようになり、そのような時代の区の職員をどのように育成するかという視点が抜けています。「RPAやAIの活用により」とありますが、寧ろ大元の業務をAIに置き換えてしまい、今までできなかったところや先を読んだ政策立案等に区の職員が活躍できるということを、ここに記載しないといけないと思います。

■委員

民間委託はどのような基準で行っているのでしょうか。

■関係職員

民間委託では、業務委託と指定管理者制度の二種類があります。業務委託は給食調理や警備等の区の職員である必要がない業務を委託しており、指定管理者制度は区の仕事ではありませんが、公の施設を民間のノウハウを活用して効率的に運営してもらうという主旨で実施していま

す。

■委員

第3回策定会議でも商店街の活性化が話題になりましたが、自治体によってはマイナンバーを活用したITプラットフォームなどを構築して商店街のポイントの連携等を行っていますが、ITC活用ということで、江東区でもマイナンバーを活用した取組で考えていることはあるのでしょうか。

■関係職員

国の施策としてマイナンバーの促進がありますが、ハードルは高いですが、江東区としても推進していきたいと考えています。

■委員

昨年、総務省でのヒアリングの際に、自治体が将来人材不足になることへの対策について議論になりました。これは国の課題になると思いますが、戸籍や年金の事務でマイナンバーを活用すれば事務の削減になりますので、国の改革を促すためにも、辛口のことを記載してみてもいいかもしれません。

■会長

次に、実現3についてご意見・ご質問ありましたらどうぞ。

■委員

江東区のふるさと納税の使い道について、ホームページには3件の具体的な事業と色々な分野に対するものがありましたが、これはどのように決まったのでしょうか。

もっと、チャレンジするような事業や、未来に期待を持たせるような事業に対して使い道を設定してはどうでしょうか。例えば、生きがいづくりや、起業に関するものなどが考えられます。

■関係職員

平成 20 年にふるさと納税の制度が始まり、江東区でもいただいた寄附をどのような事業に活用すべきか庁内で検討会を立ち上げましたが、その時に、教育、防災、福祉のような大枠ごとにいただいた寄附を活用しますということを従前行っていました。近年、各自治体で返戻品を盛んに始めまして、江東区の税収も減少している中で、区としても対策を考える必要があるということで、昨年度、庁内で再検討を行いました。その中で、新たに区民の方等に共感していただけるような事業、例えば障害者スポーツフェスタ事業に活用する等、より具体的に使い道を打ち出したところであり、昨年は例年より多くの寄附をいただきました。今回地方税法の改正もありましたので動向を注視していきたいと考えていますが、江東区としても、より共感していただけるような事業の提示や起業に関してクラウドファンディングを募るということも一つの方法と考えられますので、今後の検討課題にしていきたいと思います。

■員

使い道として単なる事務費などに使われるのはおかしいと思いますが、いかがでしょうか。

■関係職員

ふるさと納税の寄附金の使い道については、積極的に公開することについて検討しています。現在、用途の一部を写真でホームページに掲載しているだけです。よりアピールしていく必

要があると考えています。

■会長

それでは、以上で「計画の実現に向けて」の審議を終了いたします。

では、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

■事務局

それでは、事務局より連絡事項を申し上げます。

まず、今回の会議についてですが、第6回会議では、これまでの会議でいただいた意見等をもとに分野別計画骨子案を修正した「分野別計画(素案)」の報告と、7月に実施を予定しています素案に対するパブリックコメントについて説明を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

次に、本日の会議の議題となりました内容につきまして、ご意見・ご質問等がある場合には、お手元に配付しております意見メモにご記入の上、お時間がなく恐縮ですが、6月4日(火)までに事務局までご提出をお願いします。ご提出頂いたご意見等につきましては、会議資料として活用させて頂く場合がございます。その際には、氏名についても記載させて頂く場合もありますので、あらかじめご了承ください。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

■会長

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。次回は6月17日月曜日、午後6時30分より行いますので、よろしくお願いします。

なお、この後、小委員会を開催いたしますので、小委員会の委員の皆様は、お残りいただきますようお願いいたします。

委員の皆様本日は、ありがとうございました。

以上